



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1319	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1320	生活保護法による医療機関の指定	(").....	1
1321	生活保護法による指定医療機関の変更	(").....	2
1322	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	2
1323	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	3
1324	"	(").....	3
1325	"	(").....	3
1326	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
1327	道路の供用開始	(").....	4
1328	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4
1329	"	(").....	4
1330	平成20年和歌山県告示第1585号(港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定)に係る関係図面の変更	(港湾空港課).....	5
1331	公有水面の埋立ての免許	(").....	5
1332	"	(").....	6
1333	学校給食用和歌山県産冷凍サバの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	8

○ 公告

入札公告	(教育委員会).....	10
------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第1319号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那薬 56-14	ゆうあい薬局	岩出市川尻54-1	平成 24. 9. 30

和歌山県告示第1320号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる

る場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩薬 7-24	ゆうあい薬局	岩出市川尻54-1	平成 24.10.1

和歌山県告示第1321号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項(名称)		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
橋病 6-5	医療法人博寿会 山本病院	社会医療法人博寿会 山本病院	橋本市東家6丁目7番26号	平成 24.10.1

和歌山県告示第1322号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
30712010 10	医療法人英正会	長雄ケアプランセンター	紀の川市下井阪八王子44 7-1	居宅介護支援	平成 24.8.31
30713006 55	有限会社フリーポケット	ケアサービスフリーポ ケット	伊都郡かつらぎ町佐野96 3-7	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 24.7.31
30713007 96	介護24合同会社	介護24・輝	伊都郡かつらぎ町中飯降 175-3	訪問看護・介 護予防訪問看 護	平成 24.6.30
30717003 26	有限会社ゼネラルサポー ト	訪問入浴龍門山温泉	紀の川市荒見645-1	訪問入浴介護 ・介護予防訪 問入浴介護	平成 24.6.20
30718002 41	株式会社一和	ヘルパーステーションこ ころ	岩出市溝川292-1(辺見 苑内)	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 24.6.30
30722009 79	合同会社希望のかけはし	ケアステーション希望の かけはし	田辺市天神崎18-2	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 24.9.23
30722011 91	株式会社夢愛美	ケアプラン夢愛美	田辺市湊1184-15	居宅介護支援	平成 24.9.22

30722012 17	株式会社夢愛美	ホームヘルパー夢愛美	田辺市湊1184-15	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 24.9.22
----------------	---------	------------	-------------	-----------------------	---------------

和歌山県告示第1323号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3050100 431	カナの家	和歌山市今福3 丁目5-41	保育所等訪問 支援	社会福祉法人愛 徳園	和歌山市今福3 丁目5-41	平成 24.11.1	平成 30.10.31

和歌山県告示第1324号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3051700 056	みんなの家	紀の川市古和田 719-1	児童発達支援	特定非営利活動 法人ロッツ	紀の川市古和田 719-1	平成 24.11.1	平成 30.10.31
			放課後等デイ サービス				

和歌山県告示第1325号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3051800 062	いわで みんな の家	岩出市東坂本69 -1	児童発達支援	特定非営利活動 法人ロッツ	紀の川市古和田 719-1	平成 24.11.1	平成 30.10.31
			放課後等デイ サービス				

和歌山県告示第1326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月13日

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市中辺路町近露字太尾2679番2地先から同市中辺路町近露字太尾2679番3地先まで	旧	8.00 } 50.95	152.90	
同上	新	9.90 } 54.00	152.90	

和歌山県告示第1327号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用開始の区間 田辺市中辺路町近露字太尾2679番2地先から同市中辺路町近露字太尾2679番3地先まで

供用開始の期日 平成24年11月13日

和歌山県告示第1328号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3182	紀の川市田中馬場字八光13番1の一部、13番3の一部、14番6、14番7、15番6	紀の川市名手市場1281 榎本文博	平成 24. 10. 31	4.70	20.94
				4.70	3.08
				}	
				6.00	
				6.00	63.17
				5.00	24.62

和歌山県告示第1329号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3186	紀の川市古和田字大師前76 6番1の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	平成 24.10.31	6.00 6.00	40.20 45.53
------	-------------------------	--	----------------	--------------	----------------

和歌山県告示第1330号

平成20年和歌山県告示第1585号（港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定）に係る関係図面を変更し、平成24年11月26日から適用する。

なお、変更後の関係図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課、和歌山下津港湾事務所及び有田振興局建設部において縦覧に供する。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1331号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成24年11月13日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県海南市日方1525番地6
- (2) 名称 海南市
- (3) 代表者住所 和歌山県海南市名高503番地7
- (4) 代表者氏名 海南市長 神出政巳

2 埋立区域

(1) 位置

海南市築地1番地12、1番地84、1番地85、1番地83、1番地1及び8番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から10の地点までを順次に結んだ線、10の地点と1の地点を結ぶ平成23年の春分の満潮位（D.L. +1.90m）における公有水面と既設防潮堤との境界線により囲まれた区域
基点（国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2）

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

1の地点 基点から152度23分14秒 1,728.01mの地点

2の地点 1の地点から175度50分14秒 2.13mの地点

3の地点 2の地点から265度44分01秒 0.68mの地点

4の地点 3の地点から175度50分14秒 8.87mの地点

5の地点 4の地点から265度50分14秒 124.54mの地点

6の地点 5の地点から266度23分37秒 146.29mの地点

7の地点 6の地点から311度23分38秒 11.05mの地点

8の地点 7の地点から356度23分38秒 1.16mの地点

9の地点 8の地点から266度23分38秒 0.68mの地点

10の地点 9の地点から356度23分38秒 2.06mの地点

(3) 面積

2,927.52㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

海南市築地1番地12、1番地84、1番地85、1番地83、1番地1、1番地100及び8番地並びに同市日方字新濱1249番地29及び1249番地30の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とワの地点とを結んだ線により囲まれた区域
基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

イの地点 基点から151度25分56秒 1,738.23mの地点

ロの地点 イの地点から176度04分51秒 63.38mの地点

ハの地点 ロの地点から266度08分20秒 339.92mの地点

ニの地点 ハの地点から356度23分38秒 62.17mの地点

ホの地点 ニの地点から86度23分38秒 23.13mの地点

への地点 ホの地点から356度00分00秒 7.39mの地点

トの地点 への地点から93度48分31秒 6.25mの地点

チの地点 トの地点から116度06分20秒 8.80mの地点

リの地点 チの地点から101度21分18秒 3.15mの地点

ヌの地点 リの地点から85度29分49秒 52.71mの地点

ルの地点 ヌの地点から85度51分50秒 12.64mの地点

ヲの地点 ルの地点から87度10分33秒 36.73mの地点

ワの地点 ヲの地点から86度40分17秒 63.53mの地点

(3) 面積

21,542.66㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成24年10月31日

和歌山県告示第1332号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸
和歌山下津港港湾管理者和歌山県
代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

(1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称 和歌山県

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市港町字西ノ濱845番地46及び845番地48に接する護岸の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から18の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と18の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位(D.L.+2.00m)における公有水面の境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「苅藻島」三等三角点、和歌山県有田市箕島847番地)

北緯 34度05分35.6336秒

東経 135度05分50.6991秒

1の地点 基点から160度02分32秒 1,023.61mの地点

2の地点 1の地点から94度32分58秒 22.14mの地点

3の地点 2の地点から93度08分45秒 20.00mの地点

4の地点 3の地点から94度12分31秒 20.01mの地点

5の地点 4の地点から94度18分03秒 20.01mの地点

6の地点 5の地点から93度11分51秒 21.85mの地点

7の地点 6の地点から79度28分19秒 20.04mの地点

8の地点 7の地点から75度44分27秒 20.00mの地点

9の地点 8の地点から75度39分08秒 20.00mの地点

10の地点 9の地点から75度52分12秒 20.00mの地点

11の地点 10の地点から75度21分26秒 14.81mの地点

12の地点 11の地点から165度50分37秒 3.47mの地点

13の地点 12の地点から255度50分37秒 0.58mの地点

14の地点 13の地点から165度50分37秒 1.02mの地点

15の地点 14の地点から255度50分37秒 82.80mの地点

16の地点 15の地点から273度24分33秒 115.17mの地点

17の地点 16の地点から183度24分33秒 0.58mの地点

18の地点 17の地点から273度24分33秒 4.91mの地点

(3) 面積

631.67㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

有田市港町字西ノ濱845番地44、845番地46及び845番地48の地内、これに接する地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点からケの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「苅藻島」三等三角点、和歌山県有田市箕島847番地)

北緯 34度05分35.6336秒

東経 135度05分50.6991秒

アの地点 基点から160度21分55秒 999.01mの地点

イの地点 アの地点から96度08分50秒 117.60mの地点

ウの地点 イの地点から75度50分37秒 152.14mの地点

エの地点 ウの地点から165度50分37秒 47.51mの地点

オの地点 エの地点から250度27分41秒 45.47mの地点

カの地点 オの地点から161度05分04秒 10.37mの地点

キの地点 カの地点から254度20分35秒 77.49mの地点

クの地点 キの地点から273度24分33秒 204.30mの地点

ケの地点 クの地点から46度55分15秒 59.31mの地点

(3) 面積

16,518.20㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成24年10月31日

和歌山県告示第1333号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産冷凍サバの調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

(1) 調達年度

平成24年度

(2) 調達案件名

学校給食用和歌山県産冷凍サバ

(3) 調達物品の特質等

仕様書による。

(4) 納入期限

仕様書による。

(5) 納入場所

仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成24年11月13日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他事業所を有する者であること。

(9) 申請日現在において、魚介類（生鮮又は加工）の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、原則として、魚介類（生鮮又は加工）の販売を営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

(10) 魚介類（生鮮又は加工）を販売するにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 業務概要調書
 - ウ 業務実績調書
 - エ 役員等に関する調書
 - オ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
 - カ 個人にあっては、発行後3か月を経過していない当該個人の住民票
 - キ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - ク 和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書
 - ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
 - コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - サ 使用印鑑届
 - シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - ス 2の（9）に掲げる事業実績を証する書類の写し
 - セ 2の（10）に掲げる許認可等を証する書類の写し
 - (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。
 - (3) （1）のアからエまで、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成24年11月13日（火）から同月19日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
 - (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成24年11月19日（月）午後5時までに和歌山県教育庁学校教育局健康体育課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成24年11月13日（火）から同月19日（月）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。
 - 5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県教育庁学校教育局健康体育課
和歌山市湊通丁北一丁目2-1番地
和歌山県庁南別館7階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3696
ファクシミリ番号 073-441-3697
 - 6 資格審査の結果の通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成24年11月26日（月）までに郵送する。
 - 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
 - (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
 - (2) （1）の説明は、平成24年11月28日（水）までに書面により求めるものとする。
 - (3) （2）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

- (4) 説明を求めた者に対しては、平成24年11月29日（木）までに書面により回答するものとする。
(5) (2) の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成24年度学校給食用和歌山県産冷凍サバの調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成24年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
平成24年度
- (2) 調達案件名
学校給食用和歌山県産冷凍サバ
- (3) 調達物品の名称
学校給食用和歌山県産冷凍サバ
- (4) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (5) 納入期限
仕様書による。
- (6) 納入場所
仕様書による。

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成24年和歌山県告示第1333号に規定する学校給食用和歌山県産冷凍サバに係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2-1番地
和歌山県庁南別館7階
和歌山県教育庁学校教育局健康体育課

- (2) 期間

平成24年11月13日（火）から同月19日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間
3の（2）に同じ。
- (3) （1）及び（2）の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成24年11月19日（月）午後5時までに和歌山県教育庁学校教育局健康体育課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所
3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成24年11月19日(月)午後5時までに和歌山県教育庁学校教育局健康体育課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2-1番地

和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

イ 入札日時

平成24年11月30日(金)午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成24年11月29日(木)午後5時までに和歌山県教育庁学校教育局健康体育課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受け

て指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁学校教育局健康体育課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁学校教育局健康体育課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県教育庁学校教育局健康体育課

(2) 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2-1番地

和歌山県庁南別館7階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3696 (直通)

ファクシミリ番号 073-441-3697